

## 基本目標8

### 環境にやさしく，自然 と共生するために

市民一人一人が地球環境に配慮し，水や緑といった身近な自然を感じることができる，うるおいのあるまちを目指します。

## 分野別の将来像と施策体系

---

### **豊かな自然や身近な緑を大切に守り，育て， 人と自然が共に生きるまち**

- 施策26 地球環境の保全
  - 施策27 水と緑による快適空間づくり
  - 施策28 ごみの減量と適正処理
  - 施策29 快適な生活環境づくり
-

8-1 豊かな自然や身近な緑を大切に守り，育て，人と自然が共に生きるまち

**施策26 地球環境の保全**

|    |    |                  |
|----|----|------------------|
| 目的 | 対象 | 市民，事業者           |
|    | 意図 | 環境に負荷を与える活動を抑制する |

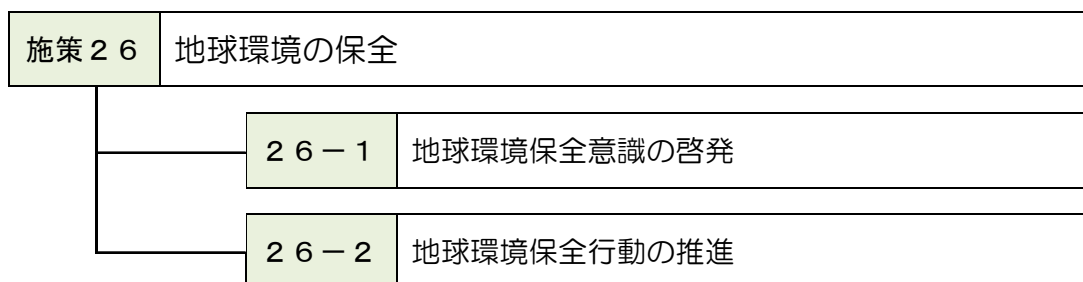
**施策の方向**

地球環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに，省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し，環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。

**後期基本計画における施策のポイント**

- 環境学習等を通じた地球環境や生物多様性の保全に向けた意識の醸成
- 二酸化炭素排出量削減や再生可能エネルギーの導入促進など地球温暖化対策の推進

**基本的取組の体系**



## ✚ 現状と課題

- 地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガス排出量を削減することは、人類共通の課題となっています。
- 地球温暖化などの影響で、猛暑日（最高気温が35℃以上の日）が連日観測されており、都市の高温化が進んでいます。
- 2015（平成27）年11月に開催された「気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組みとして、パリ協定が採択されました。本採択を踏まえ、国は2015（平成27）年12月に「地球温暖化対策の取組方針」を公表し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標値として掲げました。
- 調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を改定し、二酸化炭素の削減に取り組む一方、進行する地球温暖化に伴う気候変動の適応への取組を進めていく必要があります。
- より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう、幅広い世代を対象とした環境学習の実施や広報誌を活用した身近な環境情報の発信など、地球環境の保全意識の啓発を図っていく必要があります。
- 市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、都市基盤の整備と合わせた環境に優しいまちづくりの検討など、市民、事業者、市が一体となって環境負荷の低減に取り組むとともに、太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があります。
- 2008（平成20）年6月に施行された生物多様性基本法において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めることが、地方自治体の努力義務となっています。東京都では、既に2012（平成24）年5月に生物多様性地域戦略として「緑施策の新展開」を定めました。

## ✚ 基本的取組の内容

### 26-1 地球環境保全意識の啓発

#### ◆環境情報の提供と地球環境保全意識の啓発

環境年次報告書や市報・ホームページ等により、環境情報を積極的に提供するとともに、環境フェアや多摩川自然情報館でのイベント等を通じて、地球環境や生物多様性の保全に向けた意識を啓発・醸成していきます。

#### ◆環境学習の充実

次世代を担う子どもたちをはじめ、より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう、地球環境問題に対する関心の喚起と、共通の理解を深めるための環境学習の機会及び学習内容を充実します。「調布子どもエコクラブ」や「雑木林ボランティア講座」等を開催し、環境学習の充実を図ります。

まちづくり指標

| まちづくり指標                           | 現行計画<br>策定時              | 基準値                      | 目標値<br>(2022(平成34)年度)   |
|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| 環境学習事業及び多摩川<br>自然情報館で学習した延<br>べ人数 | 9,888人<br>(2013(平成25)年度) | 1万683人<br>(2017(平成29)年度) |  |

基本計画事業候補

|       |   |     |       |
|-------|---|-----|-------|
| 事業名   | 環境情報の提供と環境学習事業の推進                                       | 担当課 | 環境政策課 |
| 事業の概要 | 環境フェア等の環境啓発事業、環境年次報告書や広報誌等による環境情報の提供及び各種環境学習事業の推進を行います。 |     |       |

26-2 地球環境保全行動の推進

◆地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向け、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民、事業者、市が一体となって、限りある資源・エネルギーの有効利用を図るため、省エネルギーの取組を進めるとともに、太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、市も事業者として、省エネ法に基づくエネルギーの削減の推進、東京都環境確保条例に基づく温室効果ガスの総量削減義務の達成及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。

◆環境保全行動に率先して取り組む人材の育成

新たな調布の環境を守る担い手を確保するため、「ちょうふ環境市民会議」や市内で環境保全に取り組む団体と連携し、市民の環境への関心を高め、環境保全活動に率先して取り組む人材の育成に努めます。

◆市民・事業者との連携・協働による取組の推進

公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を2014（平成26）年度から実施し、市内34の施設で約925kW（年間想定発電量約97万kW）の発電を行っています。今後も引き続き、市民主体の「(一社)調布未来のエネルギー協議会」と連携し、市民、事業者との協働による地域への再生可能エネルギーの利用促進等について検討します。

## まちづくり指標

| まちづくり指標            | 現行計画<br>策定時                                | 基準値  | 目標値<br>(2022(平成34)年度) |
|--------------------|--|--|-----------------------|
| 公共施設における温室効果ガス総排出量 | 1万4,859t-CO <sub>2</sub><br>(2014(平成26)年度) | 1万5,667t - CO <sub>2</sub><br>(2017(平成29)年度) | ➔                     |

## 基本計画事業候補

| 事業名   | 地球温暖化対策の推進  | 担当課 | 環境政策課 |
|-------|---|-----|-------|
| 事業の概要 | 調布市地球温暖化対策実行計画区域施策編(2020(平成32)年度改定予定)及び事務事業編(2020(平成32)年度改定予定)に基づき、市民、事業者、市が一体となって、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域と一体となった地球温暖化対策を推進します。 |     |       |



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、日常的にできる省エネ行動を進めるなど、環境負荷の少ないライフスタイルの実践に努めます。
- 事業者は、日々の事業活動の中で、温室効果ガスの削減等エネルギーの使用抑制による地球環境に配慮した取組を積極的に推進します。

## 《多様な主体との主な連携事例》

| 連携事例                | 連携のパートナー                          |
|---------------------|-----------------------------------|
| 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 | (一社) 調布 <sup>あす</sup> 未来のエネルギー協議会 |

## 施策27 水と緑による快適空間づくり

|    |    |                            |
|----|----|----------------------------|
| 目的 | 対象 | 自然, 市民                     |
|    | 意図 | 自然が保全・創出される<br>自然との共生が図られる |

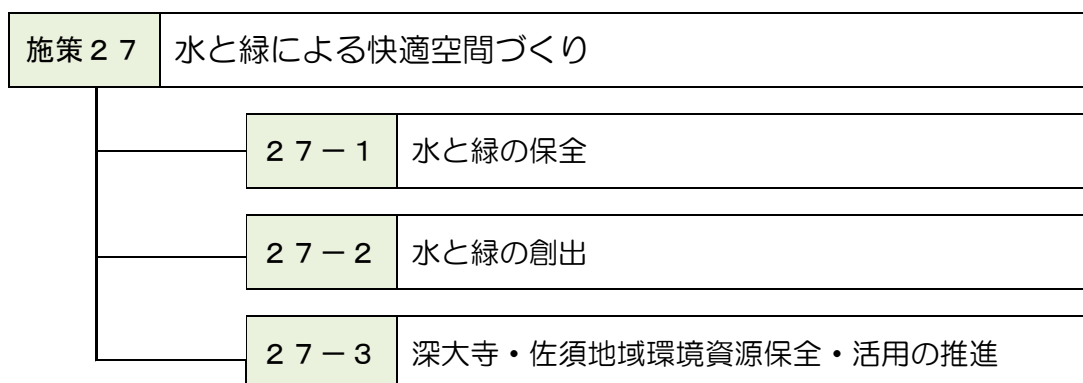
### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組めます。

### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 自然豊かな都市環境の保全（地域制緑地制度等を活用した取組の推進、生物の生育・生育環境の確保や希少種の保全に配慮した保全管理計画の策定など）
- 新たに緑に位置付けられた農地を含む緑の保全に関する取組の検討
- 老朽化した公園の施設・設備の計画的な更新
- 公園・公衆トイレの改修に向けた検討
- 地域ニーズに即した公園・緑地の整備の推進
- 市民や団体等との協働による花いっぱい運動の実施

### ✚ 基本的取組の体系



## 現状と課題

- 都市緑地法等の一部改正（2017（平成29）年6月）により、農地が緑として位置付けられたことも踏まえ、次期緑の基本計画の改定を見据えた緑の保全に関する取組を検討する必要があります。
- 東京都は、2016（平成28）年3月に市区町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を改定し、都市の中に残された樹林地や農地などの既存の緑が減少している状況を自治体共通の重要な課題と捉え、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することとしています。
- 調布市には、屋敷林や平地林などの立体的みどり、田畑や草地などの平面的みどり、さらに多摩川をはじめとする水面などがあり、豊かな自然環境が形成されています。
- 老朽化した公園の施設・設備について、2018（平成30）年4月に改定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に更新していく必要があります。
- 「公園・緑地機能再編指針」に基づき、多様化する地域ニーズに対応した公園・緑地整備に取り組むとともに、健康増進法や東京都受動喫煙防条例の実効性を高めるため、市が管理する公園での喫煙を禁止するなど、市民の健康を守るための環境を整える必要があります。
- 東京2020大会に向け、市民に対して、緑豊かな調布の魅力を発信するとともに、花いっぱい運動の担い手となるボランティアの確保、育成に努め、市民や団体等との協働による花いっぱい運動の実施に取り組む必要があります。
- 深大寺・佐須地域は、国分寺崖線の緑や湧水、さらに比較的まとまった都市農地や用水路などがあり、都心に近い地域ながらも里山風景を残した地域となっていることから、これらの環境資源を保全するとともに、多面的に活用できる仕組みづくりを検討していく必要があります。

### 緑被率及びみどり率の推移【平成27年7月現在】

| 区分                   | 平成16年            |                   | 平成22年            |                   | 平成27年            |                   |
|----------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
|                      | 面積<br>(ha)       | 対市域<br>面積比<br>(%) | 面積<br>(ha)       | 対市域<br>面積比<br>(%) | 面積<br>(ha)       | 対市域<br>面積比<br>(%) |
| 屋敷林                  | 24.27            | 1.1               | 19.68            | 0.9               | 18.50            | 0.9               |
| 住宅・事務所等の植栽           | 96.32            | 4.5               | 113.46           | 5.3               | 116.20           | 5.4               |
| 山林・平地林               | 39.19            | 1.8               | 31.37            | 1.5               | 29.07            | 1.3               |
| 公園の緑                 | 73.65            | 3.4               | 69.58            | 3.2               | 72.55            | 3.4               |
| 公共施設の緑<br>(うち道路の緑)   | 64.98<br>(16.85) | 3.0<br>(0.8)      | 73.14<br>(16.31) | 3.4<br>(0.8)      | 66.14<br>(16.06) | 3.0<br>(0.7)      |
| 民間施設の緑               | 32.59            | 1.5               | 33.19            | 1.5               | 35.62            | 1.7               |
| 社寺林                  | 7.73             | 0.4               | 8.00             | 0.4               | 8.09             | 0.4               |
| 果樹園・苗圃等              | 62.16            | 2.9               | 50.67            | 2.4               | 51.66            | 2.4               |
| 田畑                   | 106.30           | 4.9               | 95.93            | 4.5               | 88.56            | 4.1               |
| 草地                   | 208.39           | 9.7               | 193.96           | 9.0               | 183.59           | 8.5               |
| <b>緑被地面積/緑被率</b>     | <b>715.58</b>    | <b>33.2</b>       | <b>688.96</b>    | <b>32.0</b>       | <b>669.98</b>    | <b>31.0</b>       |
| 水面等                  | 98.77            | 4.6               | 86.15            | 4.0               | 95.45            | 4.5               |
| <b>みどり率対象面積/みどり率</b> | <b>814.35</b>    | <b>37.8</b>       | <b>775.11</b>    | <b>36.0</b>       | <b>765.43</b>    | <b>35.5</b>       |

※ 出典「調布市緑の基本計画 改定版」（平成23年3月）及び  
「平成27年度調布市緑化基本調査報告書」（平成28年4月）

※ 端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

✚ 基本的取組の内容

27-1

水と緑の保全

◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用

湧水・河川・田んぼなどの身近な水辺について、雨水浸透ますの設置や崖線樹林地などの管理により、地下水をかん養し湧水を復活するなど、崖線樹林地や里山の一体的な保全に努めます。また、武蔵野の貴重な自然資源を市民の憩いの場やふれあいの場として活用しながら、次世代に継承するため、生物多様性にも配慮した水辺や崖線樹林地の維持保全を推進します。

◆緑の保全に向けた制度の活用

緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度※を活用し、民有地等における緑の保全に努めます。

※地域制緑地制度

都市緑地法に基づく「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全地区制度」、生産緑地法に基づく「生産緑地制度」など、法令に基づく緑の保全・創出に関する制度の総称

◆公園・緑地等の公有化への対応

市内の公園のうち借地公園については、市民一人当たりの公園面積の目標値や都市計画法などによる位置付け、公園面積、地域的な配置状況等を踏まえ、公園不足地域が生じないよう対応していきます。また、市民の環境行動を緑の保全確保につなげる新たな基金の活用により、崖線樹林地や公園の公有化に向け取り組んでいきます。

◆市民による緑の保全の促進

環境学習や市民参加型環境事業を通じて、調布の自然を次代につなぐ人材を育成するとともに、協働による崖線樹林地等の維持保全を促進します。


◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実

2019年、2020年の世界大会を迎えるに当たり、会場周辺やアクセス経路などを花で彩る花いっぱい運動を推進し、これを契機に緑のレガシーとして花いっぱい運動が、市民主体の活動として継続されるよう支援します。その他に都市計画道路などにおける緑化の促進、新設した生垣に対する補助など、緑化につながる活動を支援します。

◆公園施設長寿命化計画の推進

公園の安全で快適な利用環境の維持・向上を図るため、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む遊具の適切な補修や更新など、予防保全的管理に係る取組を計画的に推進します。

まちづくり指標

| まちづくり指標          | 現行計画策定時                    | 基準値                        | 目標値<br>(2022(平成34)年度)   |
|------------------|----------------------------|----------------------------|---|
| 公共が保全する緑の面積<br>※ | 146.31ha<br>(2013(平成25)年度) | 149.07ha<br>(2017(平成29)年度) |  |

※指標の対象となるものは、市や都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区



## 基本計画事業候補

|       |   |     |       |     |
|-------|---|-----|-------|-----|
| 事業名   | 公園・緑地，崖線樹林地の保全  | 担当課 | 緑と公園課 | 重点5 |
| 事業の概要 | 市民や団体の保全活動への支援や人材の育成などにより協働による公園・緑地，崖線樹林地の維持保全を進めるとともに，緑地の連続性や地域の特性を踏まえ，地域制緑地制度の活用や公有化による緑の保全に取り組みます。 |     |       |     |

## 27-2 水と緑の創出

## ◆公園・緑地機能再編整備プランによる公園・緑地の整備

調布市公園・緑地機能再編指針に基づき，公園・緑地が有する機能を踏まえ，地域のニーズに合わせた整備を計画的に実施するとともに，地区計画などのまちづくりと一体となった公園の整備を推進します。また，公園・公衆トイレの改修ガイドラインの策定に取り組んでいきます。

布田崖線に位置する若宮自然広場及び凸凹山児童公園については，隣接地を含め一体的な整備の検討を進めます。

## ◆水辺環境の整備促進

多摩川，野川，仙川，入間川について，生物生息環境に配慮した安全で快適な河川・川岸の整備及び管理を，管理者である国及び東京都に要望し，水辺環境の整備促進を図ります。

## まちづくり指標

| まちづくり指標      | 現行計画策定時                 | 基準値                     | 目標値<br>(2022(平成34)年度) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 市民一人当たりの公園面積 | 5.76㎡<br>(2013(平成25)年度) | 5.54㎡<br>(2017(平成29)年度) | ➔                     |

## 基本計画事業候補


|       |  |     |       |     |
|-------|--|-----|-------|-----|
| 事業名   | 公園・緑地等の整備  | 担当課 | 緑と公園課 | 重点5 |
| 事業の概要 | 公園の配置状況や地域ニーズを踏まえ，公園・緑地の適切な整備を推進するとともに，既存の公園機能の再編を推進します。 |     |       |     |

**27-3 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進**

**◆深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進**

調布市の貴重な地域環境資源である深大寺・佐須地域の里山・水辺環境については、市民との協働のもと、雑木林の保全や田園風景の保全などを推進するとともに、都市農地の維持・保全に向け、地権者との合意形成を図りながら、良好な地域環境の維持・保全・活用に向けた取組を進めます。

**まちづくり指標**

| まちづくり指標          | 現行計画策定時 | 基準値                      | 目標値<br>(2022(平成34)年度)   |
|------------------|---------|--------------------------|---|
| 区域での環境学習等の延べ参加人数 | —       | 6,023人<br>(2017(平成29)年度) |  |

**基本計画事業候補**

|              |   |            |       |            |
|--------------|---|------------|-------|------------|
| <b>事業名</b>   | 深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用  | <b>担当課</b> | 環境政策課 | <b>重点5</b> |
| <b>事業の概要</b> | 深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の貴重な財産として、次世代に引き継いでいくために「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、事業の検討・推進を図ります。 |            |       |            |



**参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～**

○市民・事業者は、住宅や事業所など身近な場所の緑化に努めるとともに、水と緑の保全・創出に向けた地域活動に積極的に参加・協力します。

**《多様な主体との主な連携事例》**

| 連携事例    | 連携のパートナー    |
|---------|-------------|
| 緑と花の祭典  | 緑と花の祭典実行委員会 |
| 花いっぱい運動 | 花いっぱいサポーター  |



## 施策28 ごみの減量と適正処理

|    |    |                        |
|----|----|------------------------|
| 目的 | 対象 | 市民, 事業者                |
|    | 意図 | 資源循環型社会の形成に向け, 3Rを推進する |

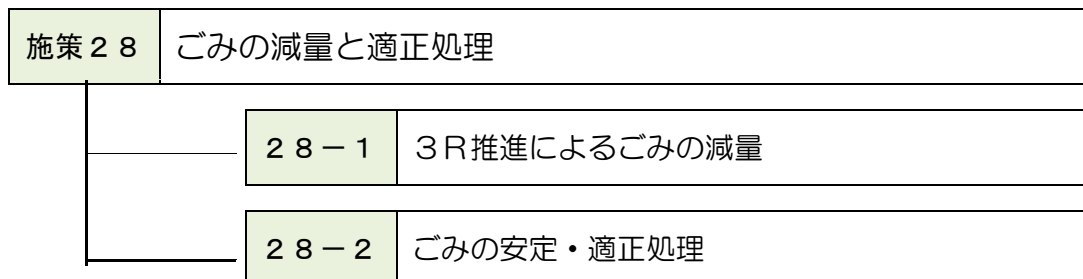
### ✚ 施策の方向

広報, 啓発活動や支援事業の充実により, 市民・事業者による3R(リデュース=ごみの発生抑制, リユース=再利用, リサイクル=再資源化)の取組を推進します。また, ごみの安定処理と適正処理に努め, 資源循環型社会を目指します。

### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

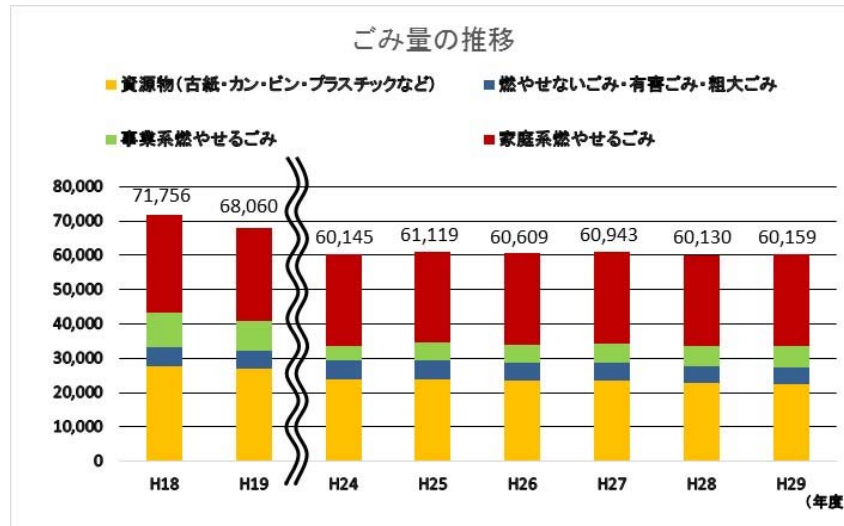
- ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に向けた市民・事業者による3Rの取組の推進
- 新クリーンセンターの稼働によるごみの長期的な安定処理

### ✚ 基本的取組の体系



## 現状と課題

- 調布市は、市民・事業者の方々のごみ減量・資源化への高い関心と協力に支えられ、全国と同規模自治体の中で、リサイクル率は全国トップクラスの水準にあります。
- 資源循環型社会の実現に向け、最終処分場（日の出町）や、クリーンプラザふじみ周辺の環境保全の観点からも更なるごみの減量、資源化を推進する必要があります。



- 「ごみアプリ」やクリーンプラザふじみの環境学習機能を活用するなど、ごみ減量、分別の意識啓発を強化するとともに、東京都と連携し、使用済小型家電製品回収による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に取り組むなど、3Rの取組をより一層推進する必要があります。
- 再資源化を目的に排出された古紙などの資源物の持去りの取り締まりや不法投棄対策を講じることにより、より一層のごみの適正処理に努める必要があります。
- 調布市では、2018（平成30）年度に「調布市一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、2022（平成34）年度までに市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量360g/人日、家庭系ごみ資源化率41%、総資源化率43%を目標に掲げ、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいます。
- 東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業の開始により、調布市では平成19年度以降最終処分（埋立）量ゼロを維持しています。
- クリーンセンター機能の再編・移転により、再利用と資源化を推進し、ごみの長期的な安定処理を図っていく必要があります。
- 住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行により、国内外から多くの来訪者が見込まれることから、住宅宿泊事業の運用状況を注視しながら、ごみの適正処理について、都と連携しながら適切な対応を図る必要があります。

✚ 基本的取組の内容

28-1 3R推進によるごみの減量

◆ごみ減量・分別の意識啓発の推進

市民や事業者に3Rの取組を実践していただき、確実なごみの減量を推進するため、市報、ホームページ、広報紙「ザ・リサイクル」、「ごみアプリ」など、様々な機会や媒体を活用して、分別方法や効果的な減量方法を紹介します。また、ふじみ衛生組合と連携し、クリーンプラザふじみの学習機能を活用した意識啓発にも取り組みます。

◆ごみの資源化の推進

分別排出の徹底を図るとともに、剪定枝をチップ化し、たい肥などに再利用する剪定枝資源化支援事業や、粗大ごみの再生利用、廃家電製品から有用金属を取り出す取組などにより、ごみの資源化を推進します。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

家庭系ごみの更なる減量に向け、家庭系ごみの中でも多くを占める生ごみの減量を推進するため、水切りネット活用の普及啓発に努めるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、廃家電製品回収による「都市鉱山からつくる！みんなのプロジェクト」など、自主的な3Rの取組を支援します。また、事業系ごみの一層の排出抑制を促すため、事業者による自主的な資源回収事業や拠点回収事業などの取組に対する支援策を検討、実施していきます。

◆ごみ処理計画の推進

調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量・適正排出の取組を推進します。

まちづくり指標

| まちづくり指標            | 現行計画<br>策定時              | 基準値                      | 目標値<br>(2022(平成34)年度) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 390.2g<br>(2013(平成25)年度) | 374.2g<br>(2017(平成29)年度) | ➔                     |

※資源物（紙類・缶・びん・プラスチックなど）を除く

基本計画事業候補

| 事業名   | ごみの減量と資源化  | 担当課 | ごみ対策課 |
|-------|--|-----|-------|
| 事業の概要 | ごみ減量・分別の啓発や自主的なごみ減量・資源化の取組を支援することなどにより、3Rの推進を図ります。 |     |       |

## 28-2 ごみの安定・適正処理

## ◆排出指導の充実

更なるごみの適正排出を図るため、分かりやすい表示・広報や指導員の資質向上に努め、分別排出指導の充実に取り組みます。

## ◆不法投棄対策の充実

広報・啓発活動を通じて市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携によるパトロールの強化を図り、不法投棄の未然防止、早期発見とともに、排出者に対する適正処理を促します。

## ◆資源物持去り対策の実施

缶、びん、古紙、古布などの資源物の持ち去りを防止するため、引き続き、市民、事業者、関係団体等の協力を得ながらパトロールを実施して参ります。

## ◆適正かつ安定的な処理の確保

クリーンセンターの機能再編に伴い、ごみの長期的な安定処理を推進します。また、迅速なごみの収集、適正処理に努めるとともに、可燃ごみの焼却残さについては、エコセメント化による再利用を図り、最終処分量ゼロを維持します。

## ◆リサイクルセンター機能の再編に向けた検討・協議

老朽化が進むふじみリサイクルセンターの機能再編に向け、三鷹市、ふじみ衛生組合と協議・検討を進めます。

## まちづくり指標

| まちづくり指標   | 現行計画策定時              | 基準値                  | 目標値<br>(2022(平成34)年度) |
|-----------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 最終処分(埋立)量 | ゼロ<br>(2013(平成25)年度) | ゼロ<br>(2017(平成29)年度) | ➔                     |

## 基本計画事業候補

| 事業名   | ごみの適正排出・適正処理の推進                               | 担当課 | ごみ対策課 |
|-------|---|-----|-------|
| 事業の概要 | ごみの分別、不法投棄、資源物の持ち去り行為などについて適正排出を促し、適正処理を図ります。 |     |       |



### 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、一人一人が自覚と責任を持ち、また、相互に協力しながら、ごみの排出抑制、再利用、資源化に向けた分別に取り組むとともに、積極的に啓発活動に参加します。
- 事業者は、事業活動を通じて、ごみの排出抑制、再利用、資源化に取り組めます。
- 市民及び事業者は、再生品や再生資源の積極的な利用に取り組めます。

#### 《多様な主体との主な連携事例》

| 連携事例        | 連携のパートナー |
|-------------|----------|
| 資源物地域集団回収事業 | 各種市民団体   |





## 施策 29 快適な生活環境づくり

|    |    |                       |
|----|----|-----------------------|
| 目的 | 対象 | 市民, 事業者               |
|    | 意図 | 安心して暮らせる環境を維持することができる |

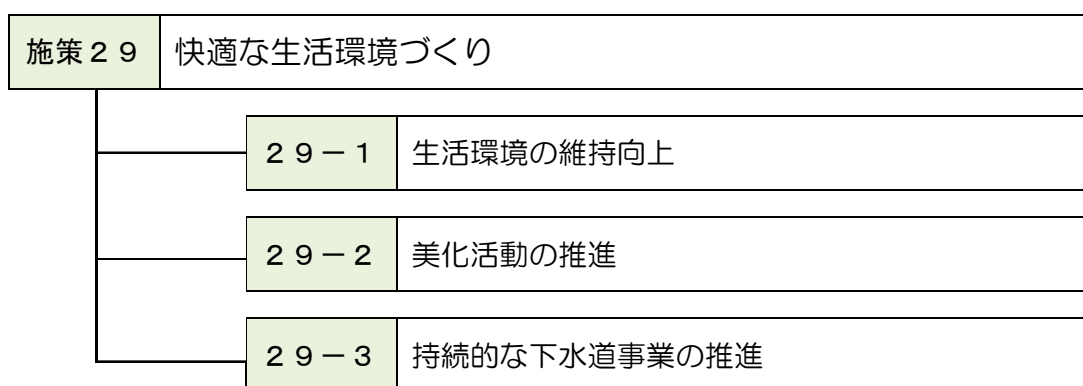
### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

生活環境被害の防止対策, まちの美化活動, 路上喫煙対策, 下水道の機能確保などについて, 市民, 地域, 事業者, 市がそれぞれの役割に応じた取組を進め, 市民が安心して暮らすことができる環境の維持を図ります。

### ✚ 後期基本計画における施策のポイント

- まちの美化活動の推進(市民ボランティアによる美化活動の支援, 受動喫煙防止対策と連動した路上喫煙対策など)
- 公園・公衆トイレの改修に向けた検討
- 持続的な下水道事業の推進(計画的かつ効率的なストックマネジメントの推進, 公営企業会計の適用による経営基盤の強化と財政マネジメントの向上)

### ✚ 基本的取組の体系



## ✚ 現状と課題

- 調布市では、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。特に、美化を推進する必要がある、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しており、各地区とも地元自治会や商店会、事業者により、定期的な清掃活動や花壇の整備などが実施されています。現在、8地区（多摩川河川敷、野川河川敷、京王多摩川駅周辺、仙川駅周辺、国領駅周辺、菊野台交差点周辺、深大寺周辺、つつじヶ丘駅周辺）を指定しています。美化活動については、引き続き、より多くの市民に参加いただけるよう支援していくことが必要です。
- 市の下水道施設は、昭和40年代～50年代にかけて集中的に整備した管路が50年の法定耐用年数を順次迎えることから、維持管理費用の増大が見込まれます。持続的な下水道事業を推進していくため、老朽化等に伴う劣化や耐震性に課題がある既存の下水道施設の改築・更新などの対策を計画的に推進していくことが必要となっています。
- 下水道使用料収入は、人口構造の変化や節水機器等の普及を踏まえると、逡減傾向が見込まれます。持続的な下水道事業を推進するため、公営企業会計を適用し、経営状況の明確化や分析を進め、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る必要があります。
- 調布市では、都市美化の推進を目的として喫煙マナーアップキャンペーンやパトロールを実施していますが、2019年・2020年に向け、路上喫煙禁止区域の指定なども視野に、路上喫煙対策における具体的な取組を検討、推進していく必要があります。
- 住宅宿泊事業法の施行により、国内外から多くの来訪者が見込まれることから、住宅宿泊事業の運用状況を注視しながら、地域の生活環境との調和について、東京都と連携しながら適切な対応を図る必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 29-1 生活環境の維持向上

#### ◆情報提供の推進と意識啓発

日頃から安全で快適な環境を維持することの重要性について、事業者や市民一人一人の意識を高めるため、環境年次報告書やホームページなどを活用して、公害や暮らしの中での生活環境への配慮等に対する意識の啓発を推進します。


#### ◆公害等の防止対策の推進

市民を取り巻く環境悪化による健康被害を未然に防ぐため、シックハウス症候群対策やアスベストなどの有害化学物質対策に継続して取り組みます。また、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの環境を監視し、国や都と連携しながら、公害発生の防止を図ります。

#### ◆放射性物質等の測定

市内10箇所の定点における空間放射線量の測定を行うとともに、給食の主な食材やプールの放射性物質の測定を実施し、測定結果について公表します。

まちづくり指標

| まちづくり指標                     | 現行計画策定時                 | 基準値                     | 目標値<br>(2022(平成34)年度)   |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|---|
| 騒音や悪臭などの公害対策について不満を感じる市民の割合 | 20.0%<br>(2014(平成26)年度) | 21.5%<br>(2017(平成29)年度) |  |

その他の主な事業

- ・ 大気汚染・河川水質等の調査監視と啓発

29-2 美化活動の推進

◆まちの美化の推進

ポイ捨て防止の啓発、美化推進重点地区を始めとする自主的な美化活動の支援、多摩川・野川クリーン作戦や調布駅前クリーン作戦の実施など、市民・地域との協働によるごみのない美しいまちづくりに向けた取組を進めます。

◆受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策の推進

駅周辺など特に路上喫煙の防止対策が必要な場所について、市民、事業者等と連携・協働し、路上喫煙禁止区域の指定をはじめとする屋外喫煙対策を推進します。

まちづくり指標

| まちづくり指標       | 現行計画策定時                  | 基準値                      | 目標値<br>(2022(平成34)年度)   |
|---------------|--------------------------|--------------------------|---|
| 美化活動に参加した市民の数 | 8,657人<br>(2013(平成25)年度) | 9,075人<br>(2017(平成29)年度) |  |

基本計画事業候補

|       |   |
|-------|---|
| 事業名   | 都市美化の促進と路上喫煙対策の推進   |
| 事業の内容 | キャンペーン等による啓発活動、定期的な清掃活動の実施・支援、美化推進重点地区の支援、都市美化・喫煙マナーパトロールの実施などにより都市美化を促進します。また、駅周辺での喫煙を禁止する路上喫煙禁止区域を指定し、禁止区域を中心にパトロールを実施することで、路上喫煙対策を推進します。 |

## 29-3 持続的な下水道事業の推進

## ◆下水道施設の機能維持

将来にわたり持続的な下水道事業を推進していくため、公営企業会計に基づく経営戦略やストックマネジメントなどの視点を踏まえた次期調布市下水道総合計画を策定し、劣化対策や地震対策を計画的に進めていきます。

## ◆公営企業会計による合理的な下水道経営

安定した下水道経営を行うため、資産などの財務状況の把握や収益・費用の経営内容を明確化し、中長期的な視点で経営基盤の強化を図る必要があります。そのため、経営内容の明確化や効果的な経営戦略の策定が可能な公営企業会計を導入し、合理的な下水道経営を推進します。

## ◆水環境の保全・再生に向けた取組

東京都や多摩川・野川流域の自治体と一体となって良好な環境を保全するため、広域連携による取組を継続します。また、市内河川の水環境を保全するため、雨水浸透施設の設置促進や、雨天時の水質調査を実施します。

## まちづくり指標

| まちづくり指標                                 | 現行計画策定時 | 基準値                      | 目標値<br>(2022(平成34)年度)   |
|---|---------|--------------------------|---|
| 長寿命化対策工事やストックマネジメントに基づく対策工事済又は健全確認済管路延長 | —       | 68.6km<br>(2018(平成30)年度) |  |

## 基本計画事業候補

|       |   |
|-------|---|
| 事業名   | 下水道施設の機能維持  |
| 事業の内容 | 持続的な下水道事業を推進するため、次期調布市下水道総合計画に基づき、計画的・効率的に施設の維持管理を進めます。また、災害時における避難所等からの排水機能を確保するため、管路等の地震対策を推進します。 |

## その他の主な事業

- ・公営企業会計による下水道経営の再構築



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域での美化活動への参加や暮らしの中での生活環境への配慮に努めます。
- 事業者は、排気や騒音の抑制など事業活動に伴う周辺環境への配慮に努め、公害の発生を未然に防ぎます。

### 《多様な主体との主な連携事例》

| 連携事例         | 連携のパートナー       |
|--------------|----------------|
| 多摩川・野川クリーン作戦 | 市民，自治会，企業，団体など |